

一般社団法人神奈川県広告美術協会 会員慶弔内規

第1条 本内規は、協会の会員に関する慶弔について定める。

第2条 慶弔の各対象に定めた次の金員を贈る。

(1)冠婚葬祭

- ①会員が結婚の場合は、10,000円を贈る。ただし、初婚に限る。
- ②会員が死亡の場合は、15,000円及び花環又は生花を贈る。
- ③会員の配偶者及び父母が死亡の場合は、10,000円を贈る。
- ④その他の家族の死亡は、後継者のみ対象とし、10,000円を贈る。
- ⑤②については、弔慰金100,000円（協会が正会員事業主を対象に加入している保険。ただし、年齢制限は85歳までとする。）が、日広連より振り込まれるので、所定の手続きをした上で、遺族に贈る。
- ⑥協会役員が死亡の場合は、役員一同で花輪を贈る。
- ⑦また、別に定める名簿に記載のある会員が死亡した場合は、葬祭費用見舞金として1,000,000円を贈る。

(2)傷病見舞金

会員が一ヶ月以上傷病により休業の場合は、10,000円を贈る。

(3)災害見舞金

会員が被災した場合は、その程度により理事会で金額を決める。

(4)店舗新築祝金

会員が業務のための店舗を新築した場合は、10,000円を贈る。ただし、住宅共有のものでも対象とするが、純然たる住宅は適用しない。

第3条 賛助会員についての取り扱いも概ねこの内規に準じる。ただし、疑義のあるときは、三役の協議を要する。

附則

本内規は、平成29年11月1日から適用する。